

本庄市のごみ減量化の取組について（廃棄物減量等推進審議会委員）

周知啓発に関すること

- ・ベルク等、独自に資源物の回収を行っている企業・店舗を周知・紹介する。
- ・ごみ減量化のため、リサイクルできるものはリサイクルするように、自治会の会議や学校教育を通して周知・指導する。
- ・ラベルをはがしたペットボトルや廃油は公民館へ、キャップは障害者施設へ、雑がみ類は第一日曜日のアスピアこだまへ出す。
- ・生ごみは植木の近くに埋めて肥料になるようにする。
- ・外国人へのごみ出し案内をわかりやすく周知する。
- ・廃油も公民館で回収していることを知らせる。
- ・エコバッグは必ず持ち歩くようにする。
- ・樹木類のごみ減量のため、乾燥させてから排出してもらう。
- ・雑がみ等、紙類の定義を明確化し、周知する。
- ・ごみの回収方法、場所、日時等を、ごみ置き場での掲示物や家庭への配布物を用いて明示する。また、集団資源回収の場所や日時をわかりやすく表示する。
- ・PRを充実させる。例えば、ごみ減量の必要性を広報で伝える、焼却所だけでなくリサイクル所などの見学会を実施する、紙面やホームページだけでなくイベントを実施する、多国籍化でのPR方法を考える、など。
- ・食品ロスを減少させる。
- ・リサイクル業者の一覧を作成し、取り扱っている資源の内容や住所・電話等の連絡手段を記載する。また、業者との話し合いは第三者も交える。

生ごみ・剪定枝処理に関すること

- ・生ごみ、剪定枝、雑草等の肥料化を目的とした機具を廉価販売する。
- ・生ごみ減量のため、様々な水切り方法の啓発を行う。また、市民からの提案を募集する。
- ・生ごみ処理のため、コンポストの種類や方法、作り方の案内をする。また、購入について一部資金援助を行う。
- ・樹木類のごみ減量のため、年に何回か収集日を決めて、その日に出してもらう。
- ・樹木類の専用置場を設置し、公共施設・家庭問わず排出できるようにする。

容器包装プラスチックのリサイクル導入について

その他

- 環境衛生推進委員の定期的な研修を実施する。
- 市内企業・金融機関・店舗・自治会館等での常時回収場所を開設する。
- ごみ袋への記名を義務化し、無記名のものは回収しない。
- 廃棄物削減の目標を項目ごとに数値化し、多いもの・実現可能なものから減量に取り組む。
- SDG s への検討。